

平成29年度 第2回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年5月8日(月) 9時00分から11時00分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (23件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
について (1件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (59件)

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

局長	只今から平成29年度第2回総会を開会いたします。 はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	【会長挨拶】
局長	本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
局長	それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いします。
議長	これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
議長	江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	それでは、11番澁谷委員、1番武富政敏委員をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
議長	それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは報告第1号をご覧ください。 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、23件です。
事務局	【報告第1号、1番から42朗読、説明】 以上、受付番号1番から42番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長	ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし)
議長	それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、1議案1件でございます。 【議案の朗読並びに説明】
事務局	受付番号1番から2番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
事務局	以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 それでは、受付番号1番を関川委員をお願いします。
6番委員	受付番号1番は3条新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。裏作をされておりましたが、現在は水稻の為に整備をされており何ら問題ありませんでした。新規となっておりますが以前、基盤強化促進法での利用権設定で耕作をされておりました。引き続きの耕作となりますが3条での申請は新規となりますので、新規で手続きを行っております。審議の程よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明、及び地区担当員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第2、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1議案1件です。

【議案第2号、1番朗読後、説明】

以上、受付番号1番は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明をおわります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番を江頭幸典委員をお願いします。

3番委員 協力委員と現地調査を行いました。対象農地は住宅に囲まれており、管理等もきちんとしておりませんでした。転用後は管理されるということで、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第２号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第２、議案第３号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第３号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成２９年５月８日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権の新規の計画が３２件、利用権再設定の案件が６件です。

面積は利用権新規が２７４，１９８平方メートル、利用権再設定の案件が２３，９８９平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号１番、１４番は古賀委員に、受付番号２番から６番は渕上委員に、受付番号３番から４番、６番、１５番を関川委員に、受付番号７番から８番、１６番から１７番を江頭利民委員に、受付番号８番、１７番から１９番を江頭幸典委員に、受付番号９番から１０番、１８番を北原委員に、受付番号１１番から１２番、２０番を岸川委員に、受付番号１３番、２１番から２７番、２９番から３１番を武富澄男委員に、受付番号２７番から２８番、３２番から３８番を大串委員に、受付番号２９番から３１番を百武委員に、受付番号３７番から３８番を武富政敏委員におねがいします。

7 番委員	受付番号 1 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ありませんでした。
	受付番号 1 4 番は利用権新規の案件です。公社へ貸付ける為、新規となっておりますが、耕作者は変わっておりません。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ありませんでした。
9 番委員	受付番号 2 番から 5 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。2 番は麦と、露地野菜、3 番は 1 筆は麦、4 筆は休耕田、4 番は、玉葱を、5 番は 1 筆は麦を、2 筆は休耕田となっております。休耕田が多くみられましたが、管理等はされており新借受人が今後、耕作をされるということです。 受付番号 6 番は再設定の案件です。1 筆は麦、8 筆は休耕田となっております。現地調査をしたところ管理等はされておりました。何ら問題ないとおもいます。
6 番委員	受付番号 3 番、4 番は麦を作付けされており、4 番は 1 筆休耕田がありました。協力委員と現地調査を行いました。休耕田がありますが管理等はされておりました。 受付番号 6 番は再設定の案件で、現在は麦を作付けされておりました。 受付番号 1 5 番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を耕作されており何ら問題ないと思います。審議も程よろしく願いいたします。
副会長	受付番号 7 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。引き続き耕作をされるということで、管理等は問題ないと思います。 受付番号 8 番は利用権新規の期間借地の案件です。以前からも期間借地で耕作をされていたようで、届出を今回されたようです。協力委員と現地調査を行いました。1 筆、作付け時に長雨により作付けできなかったということで、耕作をされておりません。 受付番号 1 6 番、1 7 番は利用権新規の案件です。前耕作者が離農されるため公社へ貸付けを行っております。耕作者は隣接地区との集積のため農地の交換を行うということで、事務局から後程説明があります。

3 番委員

受付番号 8 番は新規の案件で先程、説明がありましたとおりです。長年、期間借地での耕作をされており、何ら問題ないと思います。

受付番号 17 番から 19 番は新規の案件です。こちらも先程、説明がありましたが離農をされる関係で、隣接地区との集積の為、農地の交換を行うということでした。

受付番号 18 番は公社をとおして、3 名の方に耕作をしてもらうようになりました。

受付番号 19 番は地区外の方が耕作されておりましたが、集積の関係で地区内の方に耕作をしてもらうようになりました。

4 番委員

受付番号 9 番、10 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。大豆の栽培を行っており毎年の転作で、今年は私が表作を期間借地で表作を耕作している農地が裏作も私が耕作するようになり、農地補助金関係で利用権設定をしないといけない為、利用権設定を行っています。

受付番号 18 番は利用権新規の案件で、協力委員と現地調査を行いました。耕作者が離農されるということです。現在は麦が耕作されており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

10 番委員

受付番号 11 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦、露地野菜を耕作されており、管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。

受付番号 12 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を耕作されており、管理等されておりますので、何ら問題ないと思います。

受付番号 20 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を耕作されており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

2 番委員

受付番号 13 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は麦を耕作されており、何ら問題ありませんでした。貸付人が売却を希望されており公社を利用せず、相対で 1 年間されるということです。

受付番号 21 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、麦と玉ねぎを耕作されており、管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。

2 番委員	受付番号 2 2 番から 2 7 番、2 9 番から 3 1 番は利用権新規で、公社をとおして私の担当地区の法人が借受けを行う案件です。協力委員と現地調査を行いました。麦が 2 1 筆、玉葱が 2 筆、休耕田が 2 筆となっておりました。休耕田がありましたが、管理等されており何ら問題ないと思います。審議の程、よろしくをお願いします。
5 番委員	受付番号 2 7 番から 2 8 番は利用権新規で、2 番委員の担当地区の法人が借受けを行う案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ありませんでした。 受付番号 3 2 番から 3 8 番は利用権新規で、私が担当している地区の法人に公社とおして借受けを行う案件です。管理等されておりますので問題ありません。受付番号 3 4 番から 3 6 番、3 8 番はカントリーの負担金を差し引いた額を賃借料としております。審議の程よろしくをお願いいたします。
8 番委員	受付番号 2 9 番から 3 1 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、麦を耕作されており、管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いいたします。
1 番委員	受付番号 3 7 番から 3 8 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ありませんでした。審議の程よろしくをお願いいたします。
事務局	(離農者 (R 氏) が所有している農地の地区を Y 地区、Z 地区、生産調整のため交換する地区を X 地区、Z 地区の農業者を A 氏、B 氏、E 氏、Y 地区の農業者を C 氏、X 地区の農業者を D 氏とする) Z 地区の R 氏が離農をされるということで所有耕作している農地を A 氏、B 氏に耕作を依頼したいとの申し出がありました。Z 地区の農地は A 氏、B 氏へ耕作してもらうようになりましたが、Y 地区の農地は地区外でありますので、Y 地区の農業者の C 氏へ耕作をしてもらうようになっております。C 氏へ耕作をお願いした際に、面的集積の説明をしており、C 氏が Z 地区に耕作をされてある農地の隣接を耕作してある A 氏へ、X 地区に耕作してある D 氏へ耕作の依頼を行い面的集積を図っております。地区ごとの生産調整上、X 地区の面積が増えるため D 氏が Z 地区に耕作をされてある農地を近隣農地を耕作してある E 氏へ交換を行い、面的集積を図ることといたしました。

議長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
7 番委員	X 地区の面積が増える為、農地の交換をしたというのは面積が減ったり、増えたりしてはいけないというのは何か理由があるのでしょうか。
事務局	離農者との相対での利用権設定で行った場合は、面積の変動等は関係ありませんが、今回は利用権交換を行っておりますので、面積の変動があまりないようにしなければいけませんでした。
7 番委員	受付番号 13 番は法人への貸付けですが期間が 1 年間となっているのは本人の希望なのでしょうか。
事務局	貸付人は売却したいということで相談に来られました。現在は、買い手が見つかっておらず、買い手がおりましたら解約をして売却するということでしたので中間管理機構を通さず、期間は 1 年間、相対で法人へ貸付けしたいということでした。
副会長	受付番号 9 番と 10 番は大豆の転作の件で耕作をされておりますが、以前、農協からの説明で作業委託で耕作をしないといけないという説明がありましたが、作業委託をしなくてもよいということですか。
4 番委員	環境保全型農業で国へ報告をしておりますして監査があった際に、利用権設定を行っていないといけない為、利用権設定をしております。
事務局	今回の場合、通常の大豆の交付金ではなく別の事業として補助金の助成を受けているため利用権設定をしないといけないということになっております。
議長	他にございませんか。 議案第 3 号については、北原委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。 北原委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。 (北原委員 退席)

議長	それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。 (北原委員 着席)
議長	次に、日程第2、議案第4号の「農業振興地域整備計画の変更について」を、議題に供します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧ください。 【議案書に基づいて、計画の内容について説明】 以上で、説明を終わります。
議長	それでは、これより協議に入ります。 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様よりご意見を賜りたいと思います。
5 番委員	① 番の件です。乗り入れ道路用地とするとなっておりますが、入り口となる場所にお地蔵さんがあるますが、動かして道路用地とするのでしょうか。
事務局	お地蔵さんは動かしません。
議長	他にございませんか。 各委員にさまざまなご意見を伺いましたが、このことを事務局で取りまとめ、江北町長に意見書を送付いたします。
議長	以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第2回総会
を閉会いたします。

11 : 00 閉

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載
のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 11番委員

1番委員

(会議書記) 事務局職員

